

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「保護カード（県の一連番号〇〇ー〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、令和3年2月24日付けで行った、訂正をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、令和2年9月4日付けで、開示請求者本人（以下「子」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和2年10月27日付けで、本件対象保有個人情報の部分開示決定を行い、代理人に通知した。

ウ 代理人は、条例第29条第2項の規定に基づき、令和2年12月2日付けで、子の法定代理人として、実施機関に対し、本件対象保有個人情報のうち、「電車を何本も見送り立ち尽くす状況であった。」（以下「訂正請求部分1」という。）及び「が声をかけたところ、線路上に飛び込もうと思ったと申し立てたことからそのまま放置すれば自傷他害の恐れがあり、自殺企図者と認め保護をした。」（以下「訂正請求部分2」という。）の訂正を求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、条例第32条第2項の規定に基づき、令和3年2月24日付けで、本件対象保有個人情報について訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、代理人に通知した。

（2）審査請求の経緯

代理人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和3年5月18日付けで、子の法定代理人として、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和3年12月22日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年3月14日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年6月22日に代理人から意見書の提出を受けた。

3 代理人の主張の要旨

（省略）

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

（1）審査請求の趣旨に対する意見

代理人は、本件訂正請求では保護カードの「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄に記載されている訂正請求部分1及び訂正請求部分2を削除し、新たに「将来に不安を覚えて自殺を考えてしまいました。だから〇〇駅に行って電車に飛び込めば死ぬるのではないかと思って駅に行ったのです。駅に着いてから色々と考えながらホームを一時間位歩いていたかと思います。その時警察に声を掛けられて保護されたのです。」に訂正するとの請求をしていたが、本件審査請求の趣旨で、対象部分の削除のみを求めているため、これに対して意見する。

条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定し、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けたものである。

保護カードの利用目的は「保護業務の管理のため」であるが、代理人の請求どおりに対象部分を削除することは、当該児童を保護した理由を削除することとなり、これにより保護業務を管理することができないため、保護カードの利用目的を達成することができなくなる。

よって、訂正する義務はない。

(2) 審査請求の理由に対する意見

ア 対象部分

対象部分は、認知した内容を記載した、訂正請求部分1及び訂正請求部分2のうち、「が声をかけたところ、線路上に飛び込もうと思ったと申し立てた」（以下「訂正請求部分2-1」という。）と、それに基づく判断を記載した、訂正請求部分2のうち、「このまま放置すれば自傷他害の恐れがあり、自殺企図者と認め保護をした。」（以下「訂正請求部分2-2」という。）に分けられることから、それぞれについての意見を述べる。

イ 訂正請求部分1及び訂正請求部分2-1について

条例第31条にある、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、調査等の結果、訂正請求どおり保有個人情報事実でないことが判明したときをいい、適切な調査等を行ったにもかかわらず事実が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないことになることとされている。

そこで、訂正請求部分1及び訂正請求部分2-1について、事案対応及び保護カードを作成した警察官に確認したところ、当日に警察官が認知した要旨で間違いのないことを確認した。

よって、訂正請求部分1及び訂正請求部分2-1を訂正するという代理人の意見を認めるに足りる証拠がないため、訂正に理由があるとは認められない。

ウ 訂正請求部分2-2について

条例第29条第1項では「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。」と規定されており、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないとされている。

訂正請求部分 2-2 については警察官が判断した記載であることから、条例第 29 条の規定でいう「事実」にはあたらないため、そもそも訂正請求の対象となり得ないため、請求が及ばない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇警察署が子を保護した際に作成した保護カードに記載された情報であり、被保護者の住所、氏名、生年月日等のほか、発見の端緒及び「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄には保護をした理由が記載されている。

(2) 本件審査請求について

本件開示請求は、条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、子の父親である代理人が法定代理人として開示請求をしたものであり、本件訂正請求は、条例第 29 条第 2 項の規定に基づき、代理人が法定代理人として訂正請求をしたものである。本件審査請求は、本件処分の取消しを求め行ったものであるが、当審査会において、審査請求書のうち、審査請求者名を確認したところ、代理人の氏名のみが記載されていた。

この点について、当審査会において代理人に対し、代理人本人として審査請求を行っているのか、または、子の法定代理人として審査請求を行っているのかについて意見を求めたところ、子の法定代理人として審査請求を行っている旨の回答を得たことから、当審査会では、子の法定代理人として審査請求を行ったものとして、以下検討することとする。

(3) 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、条例第 29 条第 1 項において、同項各号のいずれかに該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解される。

実施機関は、訂正請求部分 1 及び訂正請求部分 2-1 は、事案対応及び本件対象保有個人情報を作成した職員から聴取したところ、取得した事実のとおり作成されていることを確認し、訂正請求部分 2-2 は、事実に基づく判断であることから、条例第 29 条にいう「事実」ではなく、請求が及ばないとして本件処分を行った。実施機関は本件処分の理由として、訂正請求の対象である「事実」に該当する部分と訂正請求

の対象ではない「評価・判断」に該当する部分を分けて主張している。当審査会において、この点を検討したところ、訂正請求部分1及び訂正請求部分2-1は、聴取した内容を基に記載したものであることから、訂正請求の対象である「事実」に該当する。また、訂正請求部分2-2は、子に対し保護を必要と認めた理由として、〇〇警察署が「自殺企図者」と判断したという情報であることから、これも訂正請求の対象である「事実」に含まれる。

したがって、訂正請求部分1、訂正請求部分2-1及び訂正請求部分2-2は、条例第29条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当する。

(4) 訂正の要否について

条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされており、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると解される。

当審査会において、諮問庁からの意見聴取で、実施機関が実施した調査について説明を受けた。その説明によると、当該調査は、児童の保護に関する業務を担当する生活安全総務課及び児童虐待事案に関する業務を担当する少年課が、保護カードに記載された事案に関わる全ての職員に聴取して行ったとのことである。調査を行った結果、〇〇警察署の警察官が訂正請求部分1、訂正請求部分2-1及び訂正請求部分2-2のとおり判断したという事実が記載されていることが認められたとのことであった。

上記の調査を通じて得られた調査結果について、本件対象保有個人情報の記載内容や代理人の主張を踏まえたとしても、特段不自然、不合理な点は認められなかったことから、訂正請求部分1、訂正請求部分2-1及び訂正請求部分2-2はいずれも事実と認められ、条例第31条の「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと判断する。

(5) その他

代理人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、田中 智美、寺 洋平

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 12 月 22 日	諮問（諮問第 173 号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和 4 年 1 月 24 日	審議
令和 4 年 3 月 14 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 4 年 4 月 18 日	審議
令和 4 年 5 月 30 日	審議
令和 4 年 6 月 20 日	審議
令和 4 年 6 月 22 日	代理人から意見書を受理
令和 4 年 7 月 25 日	審議
令和 4 年 8 月 25 日	答申